

兵庫県中学校新人種目別大会開催基準要項

1 主 旨

兵庫県中学校新人種目別大会は、中学校教育活動の一環として、中学校生徒に広くスポーツ活動の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健全な生徒を育成するとともに、相互の親睦を図ることにより中学校の体育・スポーツの振興を図る。

2 実 施

大会の実施にあたっては、円滑な運営を期するため、各競技の団体及び関係諸機関と緊密な連絡をとり実施するものとする。

3 大会の名称

令和〇年度兵庫県中学校〇〇新人大会とする。

ただし、別称がある場合は、兼第〇回兵庫県〇〇〇〇〇大会と併記する。

4 主 催

兵庫県中学校体育連盟（以下兵庫県中体連という）・兵庫県競技団体・兵庫県教育委員会・開催地教育委員会とする。

5 主管及び後援

大会の主管は、兵庫県中体連競技部とする。大会の後援は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会とし、さらに報道機関を加えることができる。

6 大会の開催期間

大会は8月から12月の間に実施し、競技日数及び日程は、参加生徒の健康状態等を考慮して、無理のない日数及び日程とする。

7 競技の運営

各競技の運営は、兵庫県中体連各競技部が、兵庫県各競技団体と連携してこれにあたる。

8 大会の規模

競技種目は、次のとおりとする。

陸上競技 水泳競技 体操競技 ソフトテニス 卓球 バレーボール
バスケットボール ハンドボール 軟式野球 相撲 サッカー 柔道 剣道
ソフトボール テニス バドミントンの16競技種目とする。

9 大会参加資格

(1)参加者は、兵庫県中学校体育連盟に加盟する学校に在籍する生徒で、学校長が健康状態に異常がなく、競技に参加しても差し支えないと参加出場を認めた生徒であること。

(2)参加者は、地区予選並びに地区の推薦を経た生徒であること。ただし、各競技部別に定める規定がある場合は、その規定による。

(3)チームは、学校を単位とすること。ただし、「兵庫県中学体育連盟複数校合同チームによる参加規程」により、市郡町中学校体育連盟会長から出場が認められたチームはこの限りではない。

(4)拠点校部活動で参加する場合は、「兵庫県中学体育連盟拠点校部活動参加規定」の条件を満たしていること。

(5)大会への参加は、1人1競技とする。

(6)参加者の特例（別記「兵庫県中学校総合体育大会の参加者の特例」に準ずる）。

10 引率者及び監督等

- (1) 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員が行うこととする。
なお、部活動指導員は、他校の引率者及び監督者にはなれない。

(2) 引率者・監督者の特例

兵庫県中学校新人種目別大会の参加について、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会における「引率者としての外部指導者」及び「外部コーチ」に係る細則により、出場校の校長が承認した引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督の資格を認める。別紙「引率者、監督者報告書」(様式1)により、各種目委員長及び県中体連事務局に届け出ること。

- (3) 兵庫県中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督者、部活動指導員、外部コーチ、トレーナー等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応(平成30年3月29日付平29中体連第465号)」に準じ、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

11 外部コーチについて

- (1) コーチまたはマネージャー等(以下「外部コーチ」という)については、学校長が認めた二十歳以上の者で、別紙「外部コーチ承認書」(様式8)により各種目委員長及び県中体連事務局に届けのあった者。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部コーチになれない。また、同一人が複数校の外部コーチになれない。(水泳飛込、体操、新体操、卓球(アドバイザー)は除く)
- (2) 各学校の指導計画に従い、日常的に継続して指導にあたっている者。
- (3) 外部コーチは、原則として大会に参加できる。
- (4) 原則として顧問以外に外部コーチの審判を認める。

12 大会役員

各競技部が、兵庫県中学校総合体育大会役員構成基準を参考にし、各競技団体と協議して基準を作成する。

13 各競技の実施要項

- (1) 各競技の実施要項は各競技部で作成し、理事会で承認を得るものとする。

実施要項に記載する内容は、次のとおりとする。

ア 大会名 イ 主催 ウ 主管 エ 後援 オ 期日 カ 会場 キ 競技種目
ク 競技規定 ケ 競技方法 コ 参加資格 サ 申込方法 シ 申込様式
ス その他(参加料等)

- (2) 各競技の実施要項、申込書等はできる限り、早急に参加校へ送付すること。

14 大会の式典

開閉会式は、各競技別会場で行う。

15 表彰

兵庫県中体連は、各競技とも上位入賞者(校)に賞状を授与して表彰する。

16 プログラム

各競技部は、大会開催の1週間前までに1部を兵庫県中体連事務局へ提出するものとする。

17 大会経費等

大会の準備並びに運営のための経費は兵庫県中体連会費と各競技団体等の補助金により実施する。但し、必要に応じて大会参加料を徴収することができる。

18 実績報告

- (1)各競技部は、大会終了後、速やかに実績報告書を兵庫県中体連事務局へ提出するものとする。
- (2)実績報告書には競技成績を2部添付するものとする。

19 個人情報の取り扱い

兵庫県中体連は、個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報については適正に取り扱う。取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成、大会結果掲載（ホームページ・大会記録集・報道機関への提供等）、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。

【別 記】「兵庫県中学校総合体育大会の参加者の特例」

下記に該当する生徒及び団体は、兵庫県中学校総合体育大会に参加を認める。〔参加者の特例〕

【学校教育法第134条校在籍生徒】

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、地区中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 兵庫県中学校総合体育大会に参加する条件
 - ア 兵庫県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び就業年限がわが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。
 - (2) 県大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 県大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申合せ事項等に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 県大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が引率すること。引率者の事故の発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策をたてておくこと。
 - ウ 大会参加に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

【地域クラブ活動に所属する中学生】

- 1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

※参加を希望する生徒および地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

- (1) 生徒の在籍校に希望する競技種目の部活動がなく、地域クラブ活動に所属している中学生または、部活動から移行した団体に所属する中学生のいずれかであること。
※部活動から移行した団体とは、地域移行モデル地区において、実践研究・実証事業の対象として活動している団体、自治体主体で地域移行を進めるために発足した団体をいう。
※新3年生で令和6年度当初に認定されていた生徒は引き続き同じ地域クラブ活動からの出場を認める。
- (2) 兵庫県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (3) 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- (4) 兵庫県内の中学校に在籍している生徒であること。
- (5) 地域クラブ活動にあっては、指導者資格を有する20歳以上の指導者のもと、兵庫県内で日常継続的に適切な指導が行われていること。（指導者資格については、各競技部細則を遵守すること）
- (6) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (7) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で、兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に、兵庫県中学

校体育連盟に申請し、認定されていること。新中学2・3年生は2月末日まで、新中学1年生は5月末日までを申請期間とする。なお申請後、地域クラブ活動に移籍(入団)した選手は当該年度における大会の出場は認めない。(ただし、部活動から移行した団体への移籍(入団)はこの限りでない。)

- (8) 兵庫県中学校体育連盟への認定手続きは、必要書類(別紙の留意事項を参照)の提出およびヒアリング等を実施したうえで、認定の可否を判断する。
- (9) 兵庫県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、申請書に記載の指導者が責任をもって競技役員や審判に従事し、役員会議に出席するなど運営上必要な事項に協力すること。
- (10) 同一人が複数チームの引率者・監督・コーチとなれない。学校の教員が地域クラブ活動の引率・監督・コーチとして参加できるのは、部活動から移行した団体のみとし、かつ兼職・兼業が認められた者とする。(部活動指導員もこれに準ずる)
- (11) 競技部ごとに定められた細則に合致していること。
- (12) 地域クラブ活動から出場する場合は、当該学校へ申し出ていること。

2 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に遵守すべき事項

- (1) 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (2) 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、必ず申請書に記載の指導者が生徒を引率・監督すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めは適用外とする。
- (3) 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (4) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

3 その他

○申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格をはく奪する。大会参加後に発覚した場合は大会結果についても同様の措置を行う。

※1 この特例は、令和7年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を継続していくこととする。

内 規

大会開催基準要項に違反したときは、当該の大会に関係するすべての資格を喪失する。

(令和4年4月1日改正)

(令和5年7月22日改正)

(令和6年7月23日改正)

(令和7年7月22日改正)